

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟清掃業務委託契約書（案）

愛媛県立子ども療育センター 所長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、愛媛県立子ども療育センター児童・思
春期病棟の清掃業務について、次の条項に基づき契約を締結する。

(委託の内容)

第1条 甲は、別添「仕様書」により愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟
(以下「病棟」という。)の清掃業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙は
これを受託する。

(委託の期間)

第2条 本契約の期間は、令和6年11月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、金 円(うち消費税及び地方消費税の額
円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とする。
(免除の場合は、「契約保証金は、免除する。」と記載する。)

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又
は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得た
ときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令
(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲
渡することができる。
 - 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受
けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18
号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を
行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あ
らかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指
示を行い又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

第8条 乙は、毎月の委託業務を完了したときは、遅滞なく、前月分の委託業務にか
業務完了報告書(様式第1号)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したのち、甲に請求書(様式第2号)を提出するものとし、甲は、適正な請求書を受領した日から起算し30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託料は、第3条の委託料の額を5回の均等割で支払うこととし、均等割した額に1円未満の端数が生じる場合は、初回の支払時に調整するものとする。

(清掃器具、電気及び用水等)

第10条 業務に必要な機械、器具、資材及び消耗品等は、乙の負担で乙が準備するものとする。

2 業務に必要な電気、用水等は、甲が負担するものとする。

(作業員の責任等)

第11条 乙の作業員が甲の施設内で行う作業上の行為は、すべて乙の責めとし、作業上の事故にあっても、すべて乙の責任において措置するものとする。

2 乙は、作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負い、甲が不相当と認めた者は従事させてはならない。

3 作業員は、常に一定の制服を着用し、乙の作業員であることを明瞭にしておくものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき

(3) 正当な理由がなく業務の履行を怠ったとき

(4) この契約の締結及び業務の履行に関して、不正な行為をしたとき又は甲の指示に従わなかったとき

(5) 業務を履行することが困難であると認めるとき

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を、乙に請求することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責に帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 天災地変の不可抗力その他乙の責めによらない事由によって生じた故障については、乙はその責めを負わない。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使

用してはならない。また、個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

3 乙は、火災、盗難の防止に協力するものとする。乙は、火災、盗難の防止に協力するものとする。

(事情変更による契約の変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他の不足の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第16条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規程及び同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 愛媛県東温市2135番地
愛媛県立子ども療育センター
所長

乙

様式第1号（第8条関係）

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

愛媛立子ども療育センター所長 様

住 所
会 社 名
代表者名

印

令和 年 月の業務を完了しましたので、愛媛県立子ども療育センター
児童・思春期病棟清掃業務委託契約書第8条の規定により、別紙のとおり報告
します。

(別紙)

業務完了報告書 (令和 年 月分)

階	場 所	実 施 状 況	備 考
3 階	医局 (応接コーナー含む)		
	宿直室		
	面会室		
	心理室 (前室・タイムアウト室含む)		
	会議室		
	カンファレンス室		
	院内学級		
	屋内プレイルーム		
	風除室・各廊下 (渡り廊下含む)・ホール・階段室		
	トイレ		
	その他 ()		
2 階	各廊下・EV ホール・階段室		
	食堂・デイルーム (ステージ含む)		
	洗濯室		
	面会室		
	学習室		
	観察室		
	診察室		
	スタッフステーション・ スタッフルーム		
	病室・保護室		
	トイレ・シャワー室 (脱衣所含む)・汚物処理室		
	その他 ()		
1 階	風除室・廊下・各種ホール・階段室		
	診察室		
	トイレ		
	その他 ()		
そ の 他	ゴミ収集		
	ゴミ分別		
	ゴミ運搬		

様式第2号（第9条関係）

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟
清掃業務委託料請求書

令和 年 月 日

愛媛立子ども療育センター所長 様

住 所
会 社 名
代表者名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県立子ども療育センター
児童・思春期病棟清掃業務に係る委託料について、委託契約書第9条第1項の規
定に基づき、 月分を下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

(算出内訳)

金額（税抜）	円
消費税額	円
合計	円